

令和6年度茨城地方最低賃金審議会  
第三回本審議会議事録

令和6年8月5日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和6年8月5日（月）午後7時40分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉  
菅野 雅子  
清山 玲  
野村 貴広  
松本 理佳子

労働者代表委員 大森 玄則  
小坂 祐之  
星野 由記  
宮下 有一

使用者代表委員 遠藤 隆光  
澤畑 英史  
舟木 健生  
水出 浩司  
柳瀬 香織

茨城労働局 局 長 澤口 浩司  
労働基準部長 江口 勇次  
賃金室長 川野 義光  
室長補佐 鈴木 洋昭  
賃金係 佐藤 瑞己

## 議事次第

- ( 1 ) 専門部会報告・金額審議
- ( 2 ) 茨城県最低賃金改正について
- ( 3 ) 茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無について（諮問）
- ( 4 ) その他

補 佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。  
ます。

ただ今から、第三回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、都合により、労働者代表委員の黒澤委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、委員総数の3分の2以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。それでは、当審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。

会 長

まずは、本審の皆様、大変お待たせしました。専門部会の審議が長引きまして、開始時刻がかなりずれ込んでいますけれども、これからどうぞよろしくお願いいたします。本日の議題である茨城県最低賃金の改正について、お諮りしたいと思います。7月31日から本日まで3回の最低賃金専門部会が開催され、審議をいたしました。先ほど、最低賃金専門部会が終了いたしましたので、まず、事務局から最低賃金専門部会報告書の朗読をお願いいたします。

賃金係

(報告書の朗読)

会 長

ありがとうございました。ただ今の報告書は、基本的に結論だけを述べていますので、審議の経過についてここでご紹介することになります。

まず使用者側は、食料品などの物価上昇も含めて、ある程度の賃金の引上げが必要であることについては理解しているけれども、円安の影響もあるし原材料価格の高騰によるコスト増で非常に厳しい状況の企業があることについてご理解くださいということをお願いされました。また、今回、目安が50円で影響率が高く賃上げについていけない中小零細事業者が存在することに対する懸念も表明されたということがござい

ます。

これに対しまして労働者側は、生計費、とりわけ低所得者層など、経済的に厳しい人々への生活費の配慮や最低賃金のランク内、Bランク内の格差の解消ということを主張されました。また経済指数について、最低賃金の水準の目安引上げの際に参照することになっている総合指数のランキングが最低賃金の全国順位と比べると低く、全国順位が総合指数9位なのに対して最低賃金の全国順位が15位となっていますので、こちらの方も出来るだけ詰めていきたいということでございました。

金額提示は、最初から一定の基準に基づいて提示をいただきまして、7月31日、第一次金額提示は、労働者側からでしたけれども、連合のリビングウェイジの水準でプラス117円、使用者側からは、第4表の③の賃上げ率を勘案してプラス27円という金額提示がございました。その日は、その1回の提示で、お考えをお伺いするという事にいたしました。8月2日は、2回の金額提示を行っていただきました。使用者側からは、経団連の中小企業の賃上げ率というものを踏まえて37円の提示でした。労働者側からは、全国加重平均との差額と目安額をプラスした101円という引上げ額が提示されました。続きまして、このままでは結審に至るまでにはずいぶん開きがあるので、もう一度の提示をお願いしましたところ、労働者側からは、総合指数の順位9位である静岡県との賃金額の差と目安額をプラスした数字81円が提示されまして、使用者側からは、影響率のこの部分が結構階段になるのでそれを考慮して45円までということでした。8月5日、本日2回提示をいただきまして使用者側からは、ぎりぎりのところの影響率だということで47円引上げの時間額1,000円の提示をしていただきました。労働者側からは、63円の引上げということでした。これは、春闘後の派遣労働者、有期等の非正規の人たちの賃上げを勘案した数字ということでした。第

5次の金額提示では、労働者側から59円の引上げで、2年かけて連合のリビングウェイズの水準を達成するための金額でございまして、使用者側からは、これ以上の引上げは難しいということございまして。開きがまだ12円と大きかったので、公益見解を出すにはもう少し詰めていただけないかということをお願いし、両者共にご考慮くださいまして、第6次の金額提示が、使用者側からは48円引上げで時間額1,001円、労働者側からは56円の引上げで時間額1,009円というところになりました。8円の差となりまして、これ以上詰めることはどうしても難しいということでしたので、公益見解を出すことになりました。

公益見解を出した際、中央最低賃金審議会から、地域の賃上げ率、消費者物価上昇率なども踏まえ、また、県民の生活の底上げ等を図ることが必要だと、賃上げの動きを止めないようにというようなメッセージがありましたので、そのことを考慮いたしました。それから、地域の実情といたしましては、雇用情勢が比較的良く、地域の求人充足率、労働力確保という観点では、新規に出された求人充足率が、正社員で10.6%、直近のところ、常用パートで17.7%に過ぎず、県内住民の他県への通勤通学での流出や、20代後半や30代前半の若年層での転出が生じていることなどを踏まえて、人材の確保という観点から、東京圏への流出を防止し、できれば転入を促したいということを考えました。続いて、その経済力等を勘案した総合指数は、現在の最低賃金の水準に直結するというわけではありませんが、これまで、BランクからCランクに落ちていた時期がありまして、一定の期間Cランクでしたので、その間にBランク各県とも差が開いたということもございしますが、CランクからBランクに戻って、できるだけ努力をして詰めているという状況にあります。その中で、経済力に見合った水準までは相当の開きがございしますので、その水準への引上げということも勘案する必要があるのでは

ないかということで、いくらまで引き上げられるのかということ  
を公益としてもすごく悩みながら、労使とも相談をしました。  
結果的には、公労使ともに皆さん苦渋の決断だったと思  
います。かなり厳しい思いを持っていらっしゃるのではない  
かなと思うのですけれども、目安プラス2円で52円の引上  
げということになりました。今年、目安額が高いということ  
もありまして、賃上げ率という観点では、それなりの数値ま  
で来ているのかなと思うのですけれども、労使双方からは、  
ご不満がございました。使用者側の方にはとりわけ反対の意  
を表明されたわけですけれども、専門部会では引上げ額52円  
の時間額1,005円ということになりました。

何かこの説明について、補足、ご意見等あるようでしたら  
お願いします。

全委員 (補足・意見等なし)

会 長 ありがとうございます。専門部会の皆様には、真摯に調査  
審議にご協力いただきました。ぎりぎりのところでご判断い  
ただいたのだと思います。今回、専門部会では、第一回本審  
でお諮りしましたとおり、最低賃金審議会令第6条第5項の  
適用はしておらず、本審で決定することになっておりますの  
で、皆様にお諮りいたします。専門部会の報告につきまし  
て、最低賃金審議会令第5条第3項により採決により結審し  
たいと思います。それではまず、茨城県最低賃金専門部会の  
結論を、当審議会の結論として答申することに賛成の委員  
は、挙手をお願いいたします。

(採決)

会 長 はい、ありがとうございます。労働者側委員4名、公益委  
員4名の計8名が賛成となります。それでは、反対の委員の

方、挙手をお願いします。

(採決)

会 長           ありがとうございます。使用者側委員5名全員、計5名が反対となります。それでは、賛成8名、反対5名ということで、本審議会におきましても、賛成多数により専門部会と同じく現在の最低賃金の時間額953円から52円引き上げて1,005円と決定しました。私から茨城労働局長に答申いたします。事務局に答申文(案)の準備をお願いします。

室 長           10分位お時間をお願いします。

会 長           わかりました。それでは、10分間休憩とします。

(休憩)

会 長           それでは、茨城県最低賃金の改正決定について答申文(案)を、事務局に朗読をお願いします。

賃金係           (答申文(案)を朗読)

会 長           はい、ありがとうございました。この答申文(案)でよろしいでしょうか。

委 員           (異議なしの声)

会 長           それでは答申文(案)の(案)を削除してください。続きまして、効力発生日について事務局から説明をお願いします。

室 長           説明させていただきます。本日、答申をいただいた場合

は、本審終了後に異議申出の公示をさせていただきます。公示期間が15日となりますので、異議申出の締切は、8月20日火曜日となります。異議の申出があった場合には、異議について審議会を開催することになりますので、そのための第四回本審を8月21日水曜日午前9時30分からこの場所で開催を予定させていただきますと思っています。なお、異議申出があり、8月21日の異議審議において、本日、答申いただいた内容での結論であれば、直ちに官報公示の手続きに入りまして、8月30日金曜日に官報に公示され、30日間の公示期間を経て9月29日日曜日が法定の発効日ということになりますが、10月1日を発効日とする場合は指定発効になります。以上です。

会 長            はい。それでは、ただ今説明がありました異議申出、効力発生日等につきまして、ご意見等はございますか。

全委員            (意見等なし)

会 長            ないようであれば、異議申出があった場合のその後の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

室 長            説明させていただきます。

異議の申出があった場合は、最低賃金法第11条第3項により、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない、と規定されております。異議申出の審議は、本審において、文書の提出のみで行うことも可能ですが、申出者に出席を求めて、異議の内容及び理由について聴取することもできます。申出者に出席していただく場合には、事前に通知する都合もありますので、本日の審議会で決定をしていただければと思います。

なお、去年は、茨城県労働組合総連合様を含め10団体から

異議申出があり、茨城県労働組合総連合様から、この会場で異議の内容及び理由について意見聴取を行っております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

また、先ほどの効力発生日でも説明させていただきましたが、異議審議の日程につきましては、8月21日水曜日の午前9時30分より、この場所で第四回審議会としての開催を予定しますので、異議の申出があった際は、開催の連絡を速やかにいたします。例年、異議申出があり中止になったことはありません。もし、異議申出がない場合には、第四回本審は中止とさせていただきますが、異議申出の締切りの8月20日火曜日は、異議審議を行う第四回本審開催予定日である8月21日の前日となるため、中止の連絡につきましては、申し訳ございませんが、8月21日当日の朝になりますので、よろしくお願いいたします。

会 長           ただ今の説明のとおり、審議会場で異議申出者から意見聴取することもできます。昨年度の審議会では、この場に来ていただいて意見聴取をしております。労働者側、いかがでしょうか。

大森委員       例年どおりでお願いします。

会 長           使用者側いかがですか。

澤畑委員       例年どおりでお願いします。

会 長           それでは、異議申出者から異議申出書が提出された場合には、意見聴取を行いますので、事務局で準備をお願いします。では、答申文の用意をお願いします。

(会長から局長に答申文を手交)

局長

答申をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。先月、7月3日に諮問させていただきました茨城県最低賃金の改正について、ただ今、清山会長から現行の時間額953円を52円引上げ、時間額1,005円とする旨の答申をいただきました。会長の方からも、苦渋の決断というお話いただきましたけれども、非常に過密なスケジュールの中で、真摯なご議論をいただいたことに心から感謝申し上げたいと思います。例年にない最大の目安額という大変シビアな状況の中で議論をお願いいたしました。皆様の議論のおかげでこうして答申をいただけたということで、本当に感謝を申し上げたいと思います。いただきました答申を踏まえまして、今申し上げた所定の手続きに沿って発効することとなります。周知広報をはじめといたしまして、履行確保をしっかりとやっていくということでもありますし、答申の中にもいただいた支援策の拡充等々、我々としても本省にしっかりと要望をしていくということもそうですし、支援策の利用促進をしっかりとやっていかないといけないと思っております。我々としてもしっかりと尽力していきたいと思っておりますので、引き続きのお力添えをいただければと思っております。

繰り返しになりますけれども、この間、大変なご議論をいただきまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

会長

それでは続きまして、議題（3）の茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無についての諮問に移ります。説明を事務局からお願いします。

賃金係

それでは、お手元の資料No.2、316ページをご覧ください。今回、ご覧の表のとおり、3業種から特定最低賃金の改正にかかる申出がありました。いずれも特定最低賃金の適用労働者の3分の1以上の賃金の最低額に関する労働協約が適

用されていることを確認しています。以上です。

会 長            ありがとうございます。資料No.2のとおり、3つの業種の最低賃金の改正につきまして、いずれも3分の1以上の申出労働者数となっているということです。何かご質問等ございますか。

全委員           (意見・質問等なし)

会 長            ないようでしたら、茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無について、茨城労働局長から諮問があります。事務局より諮問文の朗読をお願いします。

賃金係           (諮問文の朗読)

(局長より会長に諮問文を手交)

局 長            一言ご挨拶申し上げます。ただ今、特定最賃の改正の必要性の有無について諮問させていただきました。特定最低賃金は、地域別最低賃金よりも高い水準の金額を設定することが望ましいと認められる産業について、関係労使の皆様方のイニシアティブに基づきまして、審議していただくものであります。地域別最賃に引き続きということで、大変ご苦勞をおかけしますけれども、ご審議を何卒よろしくお願い申し上げます。

会 長            ただ今、局長より茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無について、諮問がありました。時間の関係もありますので、次回以降の審議会で審議して参りたいと思います。事務局から他に何かご説明はございますか。

室 長

それでは、本日、地域別最低賃金の審議が終えたばかりで、また、特定産業別最低賃金改正必要性の審議の前で、誠に申し訳ございませんが、委員の皆様スケジュール確保など円滑の審議会運営の観点からご理解いただき、特定最賃の審議日程につきまして、多少、お時間をお借りしまして、少し説明させていただきます。

特定最低賃金にかかる本審の審議日程につきましては、既に、皆様にメールでお知らせしておりますが、予定としましては、第五回本審を9月3日火曜日10時から、第六回本審を9月10日火曜日13時30分から、第七回本審を10月31日木曜日10時から、また、異議審となる第八回本審を11月18日月曜日10時から予定しておりますので、日程の確保をどうぞよろしくお願いいたします。それから、改正必要性ありと答申いただいた業種につきましては、9月下旬から10月下旬にかけて、専門部会において金額審議をお願いいたします。以上です。

会 長

はい、ありがとうございました。その他に、労使の皆様から何かご意見はございますか。

全委員

(意見等なし)

会 長

それでは、7月31日以降大変暑い中に審議をしていただきまして、皆様、調査審議にご協力賜りましてありがとうございました。目安プラス2円の52円引上げは、昨年比5.46%に上ります。影響率で24.6%、私がいただいている資料では、96,430人の方々にその引上げの影響が及ぶとされています。効力が発生したのちには、これをきちんと遵守していただけるように、今から労使ともにご協力賜りますようどうぞよろしく申し上げます。委員の皆様には、遅い時間まで本当にお疲れさまでございました。これにて、第三回本審を終了させ

いただきます。ありがとうございました。